

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

マージン率等の公開にあたって

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当社派遣事業のマージン率等を公開いたします。

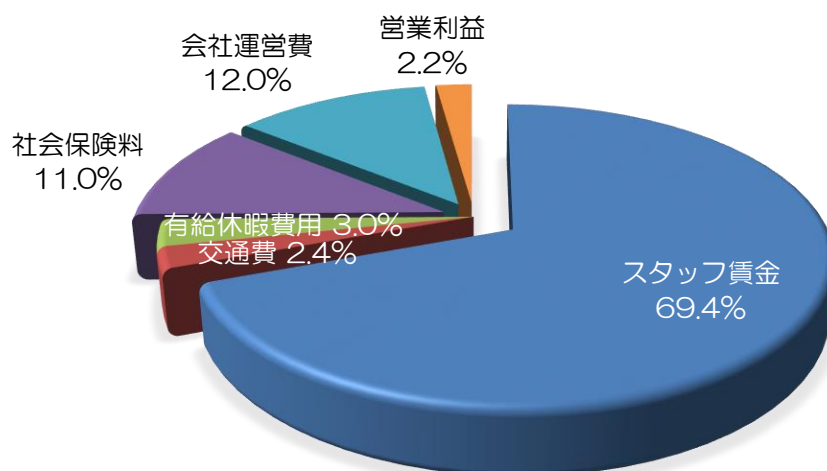
マージン率とは、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（同条趣意）』です。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣事業の状況とマージン率

2016年度：2015年4月1日～2016年3月31日

派遣労働者数	20名
派遣先事業所数	9社（拠点）
マージン率	30.6% ※実質 25.2%
派遣料金の平均額	31,688円（1日8時間換算）
賃金の平均額	21,993円（1日8時間換算）



$$\begin{aligned} \text{マージン率} &= \text{交通費} + \text{有給休暇費用} + \text{社会保険料} + \text{会社運営費} + \text{営業利益} \\ \text{※実質マージン率} &= \text{交通費と有給休暇費用を除いたもの} \quad [25.2\%] \end{aligned}$$

マージン率の内容

- ◇ 交 通 費：スタッフの交通費を全額支給しております。
- ◇ 有給休暇費用：有給休暇費用を会社負担で充当しております。（派遣先に請求できません）
- ◇ 社会保険料：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの事業主負担分です。
- ◇ 会社運営費：スタッフの教育訓練、オフィス賃貸料・募集費用・営業費用などの運営費です。
- ◇ 営業利益：派遣料金より、スタッフ賃金と上記費用を差し引いたものが利益となります。